厚生労働省 和歌山労働局発表 平成24年11月30日(金)

厚生労働省 和歌山労働

和歌山労働局労働基準部賃金室

労働基準部長 佐々木 英 一 賃金室長 井 上 剛 宏

TEL 073-488-1152

和歌山県産業別最低賃金を改正決定 鉄鋼業は6円、百貨店,総合スーパーは4円引上げ

当

和歌山労働局長(神田義宝)は、和歌山県鉄鋼業最低賃金及び和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定について、下記のとおりとする旨を官報において公示しました。

今後、和歌山労働局においては、改正後の和歌山県産業別最低賃金について、県内 の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとします。

記

	鉄鋼業	百貨店、総合スーパー	
改正年月日	平成24年11月28日	平成24年11月19日	
時間額	805円	747円	
引上額 (対前年)	6円	4円	
引上率 (対前年)	0.75%	0. 54%	
効力発生年月日	平成24年12月30日	平成24年12月30日	

産業別最低賃金が適用される労働者の範囲

○鉄鋼業最低賃金

和歌山県の地域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理,補助 的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な 経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者

○百貨店、総合スーパー最低賃金

和歌山県の地域内で百貨店,総合スーパー、当該産業において管理,補助的経済活動を行う事業所又は純粋特株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店,総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者

但し(1) 18歳未満又は65歳以上の者(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者は次の和歌山県最低賃金が適用されます。

※ 和歌山県最低賃金については、平成24年10月1日から時間額690円に改定されています。

産業別最低賃金額の推移

和歌山県鉄鋼業最低賃金

年 度	19年度	20年度	21年度	2 2年度	23年度
時間額	769円	782円	785円	793円	799円
引上額	12円	13円	3円	8円	6円
引上率	1.59%	1.69%	0.38%	1.02%	0.76%

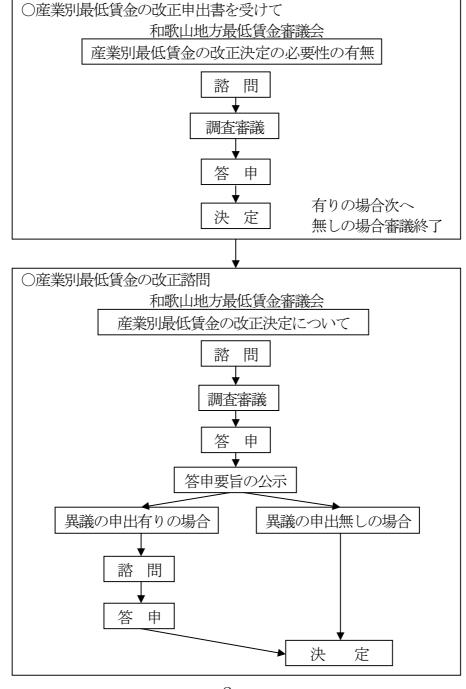
(引き上げ率の%表示は小数点第3位で四捨五入しているもの。)

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

年度	19年度	20年度	21年度	2 2 年度	23年度
時間額	732円	738円	739円	741円	743円
引上額	5円	6円	1円	2円	2円
引上率	0.69%	0.82%	0.14%	0.27%	0.27%

(引き上げ率の%表示は小数点第3位で四捨五入しているもの。)

産業別最低賃金改正決定までの概要について



和歌山県の最低賃金

「必ずチェック最低賃金! 使用者も労働者も」

和歌山県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。

この最低賃金は最低賃金法に基づいて決定されたもので、使用者は、この最低賃金より低い賃金労働者を使 用することはできません。

	最低賃金の名称	時間額	効力発生の日	適用される労働者の範囲	
地域別	和歌山県 最低賃金	690 _P	24.10. 1	和歌山県内で事業を営む使用者 に使用される労働者であって、下 欄の産業別最低賃金を適用する労 働者を除く、すべての労働者	
産業	和 歌 山 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金	805 _円	24.12.30	和歌山県の地域内で鉄鋼業(鉄素形材製造業、 その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者	
別最低賃	和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金	747 p	24.12.30	和歌山県の地域内で百貨店,総合スーパー、当該産業において管理,補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店,総合スーパーに分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者	
	次に該当するものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者				

進1 最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

<u>注2</u> 最低賃金の賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

◎臨時に支払われる賃金

注3

- ◎1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ◎時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金 ◎精皆勤手当、通勤手当及び家族手 当

適用される最低賃金額と最低賃金の対象となる賃金額との比較は

- ① 時間給の場合 時間給≥最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合 日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額(時間額)
- ③ ①、②**以外の(週給、月給等)の場合** 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

年間総所定労働時間

注2 の賃金、手当を除く月給額÷ -

一 ≧最低賃金額 (時間額)

12か月

※くわしいことは、下記の和歌山労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へおたずねください。

和歌山労働局賃金室	073-488-1152	橋本労働基準監督署	0736-32-1190
和歌山労働基準監督署	073-488-1200	田辺労働基準監督署	0739-22-4694
御坊労働基準監督署	0738-22-3571	新宮労働基準監督署	0735-22-5295

必ずチェック、最低賃金! 使用者も、労働者も。



Q. 最既受制度とはなんでしょう?

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低 限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わ なければならないとする制度です。

原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地場別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

Q. 最低資金額より 低い賃金を労働者、 使用者以方合意の上で 定めた場合は どうなりますか?

▲ 労使合意の上で定めても、それば法律によって無効とされ、 最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上の賃金が支払われてますか? お確かめください。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。 具体的な金額など詳しくは和歌山労働局のホームページをご覧ください。



Q. 最既金の種類にはどのようなものがありますか?

A 最低賃金には、以下のとおり地・駅・最低賃金及び特定 (産業別) 最低賃金の2種類があります。

①地蜴最低賃金

地場別最低賃金は、産業や職種にかかわりなく、都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

②特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労使 が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の 高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定さ れており、全国で250の最低賃金が定められています。

Q. 最低気金は すべての人に 適用されるのですか?



しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を 一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある次の労働 者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的は対影等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち 厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

最低賃金の減額の特別計可を受けようとする使用者は、最低賃金 の減額の特別計可申請書(別定様式)2通を作成し、所轄の労働基準 監督署長を経由して和歌山労働局長に提出してください。



和歌山労働局